

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 新旧対照表

目 次

一	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）	1
二	漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）	6
三	農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）	11

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（許可申請書のその他の添付書類） 第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面 一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第五十七条の七及び第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面	（許可申請書のその他の添付書類） 第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号に該当しないことを誓約する書面 （新設） 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第五十七条の七及び第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第五十七条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 三〇七 (略) 八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面 九〇十四 (略) (指定申請書の添付書類) 第五十七条の三十五 (略) 2 (略) 3 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・二 (略) 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十七条の三十九及び第五十七条の四十において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 五〇九 (略) 別表第一（第五十七条の九関係）		
届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

(新設) 三〇七 (略) 八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面 九〇十四 (略) (指定申請書の添付書類) 第五十七条の三十五 (略) 2 (略) 3 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・二 (略) 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十七条の三十九及び第五十七条の四十において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書） (新設) 四〇八 (略) 別表第一（第五十七条の九関係）		
届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

所属組合の変更	(略)	役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
一 新たに所属組合	(略)	一・二 (略)
一〇五 (略)	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第五十七条の九の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 ニ (略)
所属組合の変更	(略)	役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
一 新たに所属組合	(略)	一・二 (略)
一〇五 (略)	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（新設） ハ (略)

	から委託を受ける こととなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受 けて特定信用事 業代理業を行う 営業所等の名称 及び所在地 ハ (略) ニ 新たに特定信用 事業代理業再委託 者から再委託を受 けることとなった 場合 イ・ロ (略) ハ 当該再委託を 受けて特定信用 事業代理業を行 う営業所等の名 称及び所在地 ニ・ホ (略) 三・四 (略)		(略)	(略)	(略)
	から委託を受ける こととなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受 けて特定信用事 業代理業を行う 営業所等の名称 所在地 ハ (略) ニ 新たに特定信用 事業代理業再委託 者から再委託を受 けることとなった 場合 イ・ロ (略) (新設) ハ・ニ (略) 三・四 (略)		(略)	(略)	(略)

(略)	用事業代理業者である法人を除く。)の変更
(略)	又は名称 二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の主たる営業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の業務の内容 五 (略)
(略)	

(略)	
(略)	二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容 五 (略)
(略)	

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（許可申請書のその他の添付書類） 第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面 一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第五十条の七及び第五十条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業者又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面	（許可申請書のその他の添付書類） 第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号に該当しないことを誓約する書面 （新設） 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第五十条の七及び第五十条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業者又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇七 (略)

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 (略)

(指定申請書の添付書類)
第五十条の三十五 (略)

2 (略)

3 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十条の三十九及び第五十条の四十において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇九 (略)

別表第二（第五十条の九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

(新設)

三〇七 (略)

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 (略)

(指定申請書の添付書類)
第五十条の三十五 (略)

2 (略)

3 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十条の三十九及び第五十条の四十において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

(新設)

四〇八 (略)

別表第二（第五十条の九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

所属組合の変更	(略)	役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
一 新たに所属組合	(略)	一・二 (略)
一〇五 (略)	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第五十条の九の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 ニ (略)
所属組合の変更	(略)	役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
一 新たに所属組合	(略)	一・二 (略)
一〇五 (略)	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（新設） ハ (略)

	から委託を受けることとなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地 ハ・ニ (略) 二 新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合 イ・ロ (略) ハ 当該再委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地 ニ・ホ (略) 三・四 (略)	(略)	(略)
特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は特定信用事業代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の商号			(略)
	から委託を受けることとなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称、所在地 ハ・ニ (略) 二 新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合 イ・ロ (略) (新設) ハ・ニ (略) 三・四 (略)	(略)	(略)
特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは子法人等の変更に名称			(略)

(略)	用事業代理業者である法人を除く。)の変更
(略)	又は名称 二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の主たる営業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の業務の内容 五 (略)
(略)	
(略)	
(略)	二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容 五 (略)
(略)	

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（許可申請書のその他の添付書類） 第二百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第四百七条の十九第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面 一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第二百二十二条及び第二百三十三条において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第二百二十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併	（許可申請書のその他の添付書類） 第二百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第四百七条の十九第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十三条第四号に該当しないことを誓約する書面 （新設） 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第二百二十二条及び第二百三十三条において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第二百二十三条第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第二百二十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 （新設）

せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇七 (略)

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 (略)

(指定申請書の添付書類)

第四百七条の十九 (略)

二 (略)

三 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第四百七条の二十二及び第四百七条の二十三において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇九 (略)

別表第一（第二百二十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

三〇七 (略)

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 (略)

(指定申請書の添付書類)

第四百七条の十九 (略)

二 (略)

三 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第四百七条の二十二及び第四百七条の二十三において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

(新設)

四〇八 (略)

別表第一（第二百二十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

農林中央金庫代理業者である法人の子法	(略)	役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
一 当該子法人等又は当該親法人等若	(略)	一・二 (略)
(略)	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面 ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第二百二十五条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 ニ (略)
農林中央金庫代理業者である法人の子法	(略)	役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
一 当該子法人等又は当該子法人等の	(略)	一・二 (略)
(略)	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面（新設） ハ (略)

14

略
略
略
略